

規制改革推進3か年計画(改定)

平成14年3月29日

閣議決定

2 13年度重点計画事項

1. 医療
2. 福祉・保育等
3. 人材(労働)
4. 教育
5. 環境
6. 都市再生
7. 競争政策
8. 法務
9. 金融
10. 農林水産業
11. 流通
12. エネルギー
13. 運輸
14. 基準認証等

4 分野別措置事項

5. 福祉等関係
 - ア 介護
 - イ 保育
 - ウ 障害者施策

(2) 保育サービスの拡充と質的向上

ア 認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底

保育サービスの不足に早急に対応できる措置として、認可保育所における受入れ児童数の増がある。このため、特に公立保育所を中心に、待機児童の多い地域においては、定員基準の弾力化等を一層推進する。また、一定の設備にかかる設置基準等については、その見直しを検討する。さらに、分園の積極的促進を図ることにより、サービスの質を確保しつつ供給量の拡大を図る。【直ちに検討に着手、逐次実施】

保育サービスの増加を抑制している要因として、地方公共団体が財政状況の制約の中で、新たな認可保育所の運営費を捻出しへきことが挙げられる。他方、地方公共団体によっては、国の設置基準以上の基準を導入し、補助のかさ上げを行っているため、その財政負担が重くなり過ぎているという側面もある。

限られた財源を有効に活用し、一人でも多くの子どもを認可保育所に入所させるためにも、保育環境の質を下げることがあってはならないが、地方公共団体が合理的でない基準の上乗せや補助のかさ上げをしないようにすることが望ましい。

さらに、待機児童の多い地域における定員基準の弾力化、認可基準等に適合した保育所についての迅速・的確な認可などにより、保育需要があるにもかかわらず、認可保育所の供給を抑制しないことが必要である。このため、既に実施された規制緩和措置については、地方公共団体に対し、早期かつ逐次、周知徹底を図る。【平成13年度中に一部措置、逐次実施】

イ 公立保育所の民間への運営委託等の促進【平成13年度中に一部措置、逐次実施】

公立保育所に関しては、社会福祉法人等が運営する認可保育所に比べ、運営コストがかかるだけでなく、利用者のニーズへの迅速かつ的確に対応できていない。このため、限られた財源を有効に活用し、かつ社会のニーズに応じた保育を実施するという観点から、公立保育所の運営については、社会福祉法人やNPO、民間企業等へ民間委託することも有効な処方箋である。

また、第153回国会においてPFI法を改正し、行政財産に関する規制の緩和を行った。介護施設と同様、PFI方式を活用することなどにより、学校の余裕教室等、活用されていない公的施設・土地を積極的に活用して保育所にするなど、潜在的資源に着目して公設民営を促進する。

ウ 保育所への株式会社等の参入の促進【平成13年度中に措置】

民間企業が効率的な経営の結果として得た剰余金が、さらに保育の事業拡大のインセンティブを阻害しないよう、関係通達の見直しを図り、会計処理の柔軟化を進める。

エ 認可外保育施設に対する指導監督の徹底【児童福祉法改正について平成13年度中に措置。平成13年度から逐次実施】

認可外保育施設には、実際に20万人以上の子どもが通っている。基本的には都市部に多いが、沖縄は歴史的経緯もあり、認可外保育施設に通う子どもの数が、認可保育所に通う子どもの数を上回っている。認可外保育施設の中には認可保育所に匹敵する質の高さを誇るものもあれば、いつ事故が起こってもおかしくない低レベルのものまで混在している。こうした施設における乳幼児など社会的弱者の安全や人権を守ることは、保育行政の重点事項となっている。

このため、第153回国会において、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正を行い、認可外保育施設に対する地方公共団体への届出、毎年の運営状況の報告、設備運営に係る掲示・利用者への書面交付を義務付けた。また、地方公共団体は、毎年認可外保育施設に係る運営状況や立入調査結果を公表することとし、悪質な施設に対する勧告・公表を行うことができることとなった。さらに、都道府県と市町村との連携も強化することとなった。こうした法改正の趣旨を周知徹底するとともに、認可外保育施設に対する指導監督の徹底を図る。

こうしたことにより加え、保育所、保育ママ、地方公共団体における様々な単独施策等を活用し、待機児童の多い都市を中心に受入児童数の増大を図る。

オ 保育所に関する情報公開、第三者評価の推進【ガイドライン作成については平成13年度中に措置、その他については平成14年度中に措置】

認可保育所においてもその保育の質・内容は多様であり、利用者が安心して保育所を選ぶことが可能になるだけでなく、運営側もそれを参考に更なるサービスの質の向上が図れるよう、現行法令を適切に運用し、経営主体にかかわらず、保育所の情報公開を進める。また、第三者評価については、ガイドラインを作成し、その取組を促進する仕組みを整備する。

カ 保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化【平成13年度中に措置】

就学前児童の保育と教育の多様なニーズに的確に対応できるよう、保育所と幼稚園等の教育施設との施設の共用化(文部省・厚生省による平成10年の指針)を促進するとともに、保育所と幼稚園の連携事例を情報提供することなどにより、運営や施設利用の面で一層連携を深める。ただし、運営においては現在の親の就労や子育ての実態に即し、社会のニーズにこたえるものとなるようにする。

また、多様な保育ニーズにこたえる観点から、幼稚園における預かり保育の拡充を図る。

キ 保育士に関する諸規制の改革【平成14年度中に措置】

平成9年の児童福祉法の改正や平成11年の保育所保育指針の改訂等を踏まえ、地域の子育て支援など時代の要請に沿った資質を持つ保育士を養成することができるよう、保育士養成所(短大、大学、養成施設)における養成課程等について見直しを行った。

さらに、養成課程の見直しと併せて、保育士の卒後研修についても、保育士の質を維持・向上するといった視点から、研修内容をインターネットで提供すること等により、現場の保育士が学びやすい仕組みを構築した。

また、保育所に配置すべき保育士定数について、平成10年から一定範囲で短時間勤務の保育士を充てることを認めたが、その後も、延長保育、休日保育、年度途中入所など、保育需要が多様化かつ増加しており、これらに保育所が柔軟に対応できるようにする必要がある。これは、いったん離職した保育士が再び保育現場で活躍できる環境を作ることにも資するものであり、現在、短時間勤務保育士は2割以内としている規制の一層の緩和について検討する。

なお、第153回国会において、児童福祉法の改正が行われ、認可外保育施設を含めた保育の質の向上のため、保育士の資格を国家資格とし、業務の定義、知事による試験・登録の実施等に関する規定を整備し、保育士でない者が保育士を称することを禁止する(保育士の名称独占等)等の措置を講じた。

ク 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入

児童福祉法の改正により、平成10年4月から、保護者が保育所を選択して利用できる仕組みに改めるとともに、保育所も保護者の依頼を受けて、申込書の提出を代行できることとした。しかしながら、市町村が審査事務を行い最終調整の上、保育所への入所決定を行う仕組みは、改正前の制度と変わっていない。

こうした新しい入所方式の実施状況、待機児童の状況、介護保険や障害者支援費方式の実施状況等を踏まえ、長期的には、保護者が直接保育を希望する保育所に申し込み、当該保育所が審査・決定を行うことができないか、その可否について検討する。また、利用者と施設との直接契約を検討する際には、保育の質の確保に留意しつつ、保育所に対する補助ではなく、利用者への直接補助方式の導入ができないか、その可否についても長期的に検討する。

ケ 放課後児童の受入体制の充実【平成14年度から逐次実施】

大都市周辺部を中心に、小学校低学年を中心とする子どもたちの放課後の受入体制が不足している。このため、放課後児童クラブや地域のすべての児童に居場所を確保する事業など、放課後児童の受入体制を計画的に整備する。その際には、学校の余裕教室等も活用し、また、小規模な放課後児童クラブ(10人以上20人未満)への支援、長時間の開設や学校週5日制に対応した土日祝日の開設の促進を図る。

分野別措置事項

5 福祉等関係

(1) 福祉等分野の基本方針

利用者本位の介護・保育サービスを実現するため、量的な拡大と質的な向上を目指し、公設民営方式の推進など、民間活力を生かした効率的なサービス提供が保証されるよう、多様な民間組織への支援の促進、制度の充実のために新設、補強すべきシステム（情報公開・監視・第三者評価システム、資格制度など）の確立、利用者の選択を容易にするための制度の設計などの視点に立って、社会のニーズに沿った積極的な改革を推進する。

また、介護や保育サービスについては、既存の社会福祉法人を含めた多様な経営主体の間で、できる限り同一条件での競争を促していくとともに、近年、社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉法人に関する規制改革を一層推進していく。

なお、介護分野においては、介護保険制度全般の見直しを法律施行後5年を目途に検討することとされているが、直ちに是正し得る問題については、早急な取組を行う。

また、保育に関する規制改革の目的は、子どもたちの発達を保証する質の高い保育の供給を迅速に増やすために、子どもたちを守るために必要な規制を残した上で、不必要的規制を廃止することにある。

さらに、障害者施策分野においては、障害者のノーマライゼーションの理念の下、障害者が積極的に社会経済活動に参画できる社会づくりを進める。

年金分野においては、年金制度における公私の適切な役割分担を図りつつ、企業年金等の充実を図る。

(2) 福祉等分野の重点事項

① 介護サービスの提供体制の改善

介護保険給付業務におけるIT化の促進、介護サービスの標準化の促進、介護サービスの情報公開の徹底、監視体制等の構築及び第三者評価等の事後的規制の整備や介護支援専門員の在り方の検討を行うことにより、介護サービス全般の質の向上に向けた提供体制の改善を図る。

② 介護サービスの競争促進

施設サービスと在宅サービスの負担の均衡を図る観点から、特別養護老人ホーム等の介護報酬に含まれるホテルコストの見直しを行うとともに、民間企業によるケアハウスの運営を促進する。

③ 保育サービスの拡充と質的向上

公有財産の活用やPFI方式の活用などによる公設民営の促進、認可外保育施設に対する指導監督の更なる徹底、第三者評価の推進、短時間勤務保育士を始めとする保育士に係る諸規制の一層の改革の検討を行うことにより、保育サービスの多様化、拡充、質の向上を図る。

④ 社会福祉法人に関する規制の見直し

社会福祉法人の多様化が進む中、利用者の立場に立って、社会福祉協議会を含めた社会福祉法人に関する規制改革を一層推進する。

⑤ 障害者の社会参加の促進

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）に基づき、公共交通機関、歩道、信号機等のバリアフリー化を推進するとともに、使いやすい情報通信関連機器、システムの開発等による情報バリアフリー環境の整備等を推進する。また、各種資格制度等における障害者に係る欠格条項について見直しを行い、所要の措置を講ずる。

